

生活支援体制整備事業の概要

生活支援体制整備事業とは

厚生労働省が定める定義

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業。

府中市が考える事業の目的

介護保険制度などの「共助」や行政による支援である「公助」では対象とならない、又は、必要とする支援が得られない高齢者の生活支援のニーズについて、地域における住民その他の組織等が連携し、相互の支え合い等によって高齢者が求める「ちょっとした困りごと」にも対応するための仕組みを構築する。

また、「自分の元気を地域の元気に」という考え方を基軸に、元気な高齢者が地域を支える担い手となることによって、「社会参加による介護予防」の効果を支え手が享受するだけでなく、住民相互の理解が深まることで、「自らが困ったときに支えてもらえる社会」の実現といった『地域の活力』にも寄与することが期待される。

府中市ではこの目的の実現に向けて事業を展開

府中市における具体的な体制

市全体を**第1層**、日常生活圏域を**第2層**として定義し、それぞれに①、②を配置及び設置

- ①『生活支援コーディネーター』の配置
⇒多様な主体による取組の「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」
- ②『協議体』の設置
⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための組織

